

## ◎協議事項について

今回の分科会では以下の2点を協議したい。

1. 運賃改定について
2. 改定実施時期について

## 1. 運賃改定について

### ■前回の協議運賃分科会の議論（令和8年6月4日(木)開催）

#### 議論の概要

- ・バス事業者から、賃金引上げや職場環境改善、免許取得支援等による人材確保に取り組んでいるものの、運送業界全体で人材確保競争が激化しており、運転手不足が深刻化しているとの説明があった。
- ・また、運転手の高齢化が進む中、将来にわたり路線を維持するため、新規採用の確保と離職防止に向けた継続的な処遇改善が必要であるとの説明があった。
- ・委員からは、運賃改定による路線維持への効果、人材確保の見通し、運転手の年齢構成や採用環境などについて質疑が行われた。
- ・事務局が示した運賃改定額ごとの処遇改善効果の試算を基に、現在の乗務員給与水準が全国全産業平均を下回っている状況を確認するとともに、乗務員確保に向けた継続的な処遇改善の必要性について議論した。

#### 分科会としての整理

- ・各バス事業者では、深刻な乗務員不足が続いており、減便や路線廃止の一因となっていることから、将来にわたり路線を維持するためには、乗務員の確保・定着が必要である。
- ・乗務員の給与水準は全産業平均を下回っており、乗務員の確保・定着を図るため、主に給与水準の引上げが必要となっている。
- ・このため、給与水準の引上げに必要な原資を確保するための方策として、運賃改定の検討を進めることとした。
- ・また、利用者等の意見を反映するため、令和8年7月に住民アンケートを実施することとした。

## ■アンケート調査の結果(調査概要)

### ▶意見募集期間

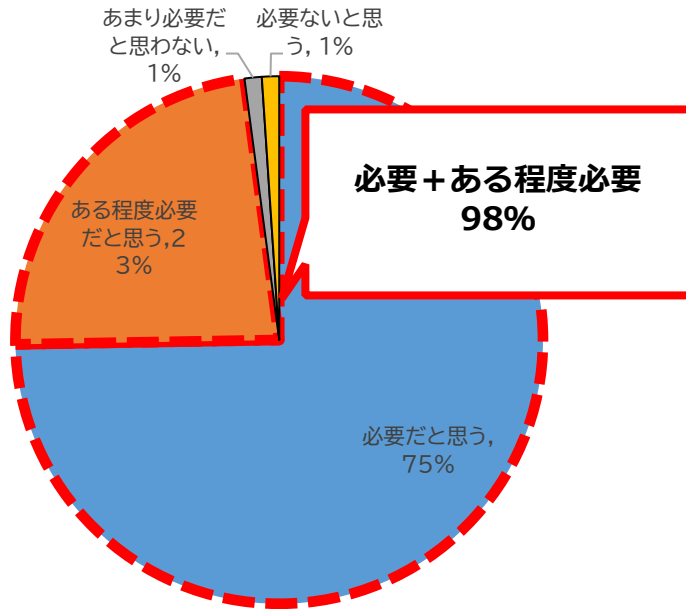
令和8年7月1日～31日

### ▶回答総数

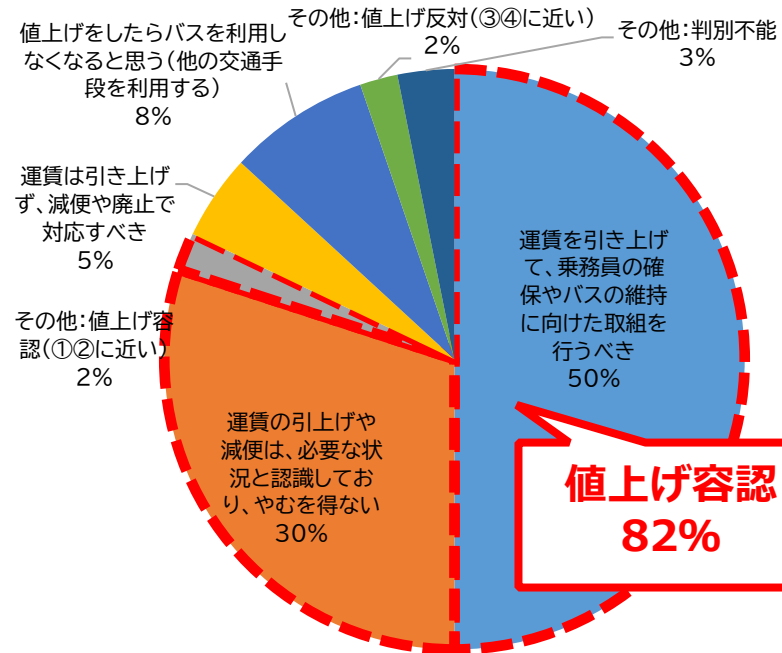
190件 (WEB: 167件 紙面: 23件)

### ▶運賃改定に対する利用者意識

将来にわたり路線バスを維持していくため、乗務員の確保や労働環境の改善について、どのように考えますか。(回答数:190件)



乗務員の確保(処遇改善)に向けた運賃改定(値上げ)について、あなたの考えに最も近いものを1つ選んでください。(回答数:190件)



**乗務員確保等の必要性について98%が理解を示し、そのための運賃改定についても82%が容認した。**

自由意見では、運賃改定に理解を示す一方で、減便回避や路線維持を求める意見が寄せられた。

## ■バス事業者からの申出

市内均一運賃について、**270円（30円アップ）**としたい。

| ▶運賃改定別の効果見込み                                         | +10円<br>(250円) | +20円<br>(260円) | +30円<br>(270円) | +40円<br>(280円) | +50円<br>(290円) |
|------------------------------------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 運賃改定後の平均年収（3社平均額）<br>※ 3社：北海道中央バス、ジェイ・アール北海道バス、ニセコバス | 503万円          | 524万円          | 545万円          | 566万円          | 587万円          |
| 全産業平均（令和7年 全国）との差額                                   | ▲43万円          | ▲22万円          | ▲1万円           | +20万円          | +41万円          |

※増収分の80%を給与水準の改定に、20%は職場環境の改善などに充てる想定。

### ➡ 運賃改定の必要性、改定額について

- ・将来にわたり市内路線を維持していくには、乗務員確保・定着が重要な課題であり、主に給与水準の引上げが必要となっている。
- ・アンケートでは、運賃改定に理解を示す回答が82%となった一方で、運賃改定に理解は示すものの、路線や便数の現状維持を求める意見も寄せられた。
- ・運賃改定後の給与試算では、30円増の改定により、乗務員の平均年収が全国的全産業平均と概ね同水準となる結果が示されている。

## 2. 改定実施時期について

### ■バス事業者からの申出

改定時期は**令和9年4月1日**としたい。

### ➡改定実施時期について

- ・令和9年4月1日とした場合、改定実施まで利用者への周知期間は約半年確保することができる。

## 3. 分科会の協議結果

◎改定額：市内均一区間運賃について、**270円**とする。

なお、改定に当たっての付帯意見として、下記のとおりとした。

利用者から路線及び運行便数の維持を求める意見が寄せられていることを踏まえ、事業者には現状（R8夏ダイヤ）を基準とした路線数及び運行便数の維持に努めていただく。また、運賃改定による効果を検証するため、事業者において毎年、路線数及び運行便数、乗務員数（採用者数及び離職者数を含む。）及び乗務員の賃金などについて、その効果を測定・検証し、分科会へ報告していただき、分科会はその内容及び結果の妥当性を確認する。

◎改定時期：**令和9年4月1日**とする。